

入札公告（説明書）

令和6年7月2日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の6-1-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1. | 契約件名 | 札幌管理事務所管内低濃度PCB廃棄物運搬処分業務
【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号78】 |
| 2. | 業務内容 | 履行場所、数量及び履行期間については、別添『仕様書』、『金抜設計書』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
(電話) 011-896-5777
(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 郵送入札 |
| 6. | 単価表の提出 | 必要…入札者に対する指示書[10]を参照のうえ、様式については金抜設計書を基に作成すること |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[23]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「無」
部分払の有無：「有」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』6-2-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 本件競争入札においては非該当 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 本件競争入札においては非該当 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「有」 |
| 14. | その他 | 特記事項なし |

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和6年7月2日
1	審査基準日	下記3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年8月8日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年8月8日 16時00分まで ※『共通入札公告』6-2-2.～6-2-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[6]に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4.契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は2部とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 ・別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式1</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年8月29日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争においては非該当
10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年8月8日 16時00分</p> <p>【提出方法】</p>

		<p>書留郵便等または電子メール(書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により契約担当部署へ提出すること。また、電子メールの総ファイル容量が 15MB (メール本文の容量を含む) を超える場合は、電子メールでの受信ができないことから、15MB を超えない容量に分割のうえ提出すること。</p> <p>※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める様式 2-1、2-2 及び添付書類 (様式自由)</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 <ul style="list-style-type: none"> 書面：2部 CD-R：1部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料及び価格の根拠を示す資料については Microsoft Excel で保存。ただし、Microsoft Excel で作成していない資料については自由形式で保存。) ・電子メールの場合：データ 1部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料及び価格の根拠を示す資料については Microsoft Excel で保存。ただし、Microsoft Excel で作成していない資料については自由形式で保存。)
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	<p>【実施期間】 令和 6 年 8 月 30 日から令和 6 年 9 月 12 日までを予定</p> <p>【実施方法】 Web 会議システム、電子メール又は電話により行う。 なお、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。</p>
12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和 6 年 9 月 24 日 16 時 00 分</p> <p>【提出方法】 上記 10 に示す参考見積書の提出方法と同じ</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める様式 2-1、2-2 及び添付書類 (様式自由)</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 <ul style="list-style-type: none"> 書面：2部 CD-R：1部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料及び価格の根拠を示す資料については Microsoft Excel で保存。ただし、Microsoft Excel で作成していない資料については自由形

		式で保存。) ・電子メールの場合：データ1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料及び価格の根拠を示す資料についてはMicrosoft Excelで保存。ただし、Microsoft Excelで作成していない資料については自由形式で保存。)
13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和6年10月17日 16時00分 ※『共通入札公告』の6-3-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]から[12]に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。
14	開札日時	令和6年10月18日 13時30分
15	開札場所	NEXCO 東日本 北海道支社 入札室
16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和6年10月8日 16時00分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。)
18	資料の閲覧（貸与）期間 （設計業務成果品等）	本件競争においては非該当
19	資料の掲載期間 （材料価格等）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

契約件名		札幌管理事務所管内低濃度PCB廃棄物運搬処分業務
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式
	落札者の決定方法	自動落札方式
	評価値の算出方法	本件競争入札においては非該当
	見積活用方式の有無	有
	審査時期	事前審査
競争参加要件	企業に求める資格	<p>審査基準日において、同一の者で次のa)及びb)が確認できる者であること。</p> <p>a) 環境大臣からの、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理に関する認定証及び収集又は運搬の有無で有が確認出来るものの写し。</p> <p>b) 都道府県知事からの、廃棄物処理法第14条の4第1項に基づく搬出元及び処分場が立地している自治体の収集・運搬の許可証の写し。ただしa)の書面により収集又は運搬の有無で有が確認出来る場合は不要とする。</p>